

宇城圏域における計画相談支援プロセスと必要書類

支給決定のプロセス	必要書類※1	署名要否	提出要否	提出時期
計画相談の相談・依頼	相談受付票			
届出書・申請書作成	計画相談申請書・届出書	○	○	
事業所・計画相談プロセスの説明	重要事項説明書	○		
契約締結	計画相談契約書	○		
情報提供に関する承諾	情報提供承諾書	○	○	計画案に合わせて
契約内容報告書(開始)の作成	契約内容報告書		○	契約締結後直ちに
アセスメント※2	アセスメント票			
	週間予定表			
	申請者基本情報		○	計画案に合わせて
サービス等利用計画案の作成	サービス等利用計画案	○	○	更新の場合は当該月20日まで
週間サービス利用計画案の作成	週間サービス利用計画案	○	○	更新の場合は当該月20日まで
サービス等利用計画案の交付	個別支援記録等			
支給決定(区分、支給量等の決定)	サービス受給者証の写し			
サービス担当者会議 ※3	サービス担当者会議議事録			
サービス利用計画の作成	サービス等利用計画	○	○	作成後直ちに
週間サービス利用計画の作成	週間サービス利用計画	○	○	作成後直ちに
サービス利用計画の交付	個別支援記録等			
サービス利用開始				
モニタリング※4	モニタリング報告書		○	実施から2カ月以内
新規サービス追加、支給量変更等の場合	アセスメントに戻る			
サービス更新の場合	モニタリング報告書		○	計画案に合わせて
	アセスメントに戻る			
サービス終了の場合	モニタリング報告書		○	実施後直ちに
	契約内容報告書(終了)		○	契約終了後直ちに
加算がつく場合	各種加算報告書			
利用者へ提供したサービス内容の説明	サービス提供確認書等	○		
利用者への法定代理受領の通知	法定代理受領通知書等	○		
基本相談支援に関する記録	個別支援記録等			

※1 市町村は全書類について提出を求めることができる。

※2・4 アセスメント及びモニタリングにおける「居宅等」とは、「居宅、精神科病院、障害者支援施設等」を指す。通所事業所等での実施は不可。

※3 支給量等の調整が必要な場合は支給決定前にサービス調整を兼ねて実施することができる。

作成日：平成30年2月21日

改訂：令和4年11月17日

相談支援部会・宇城圏域モニタリング結果検証検討会